

奈良県決定

大和都市計画公園の変更について
(新沢千塚古墳群公園の追加)

次の付議案を提出する。

平成24年 2月20日

奈良県都市計画審議会会長

都 計 第 5 2 号

平成24年 2月13日

奈良県都市計画審議会会長 殿

奈良県知事 荒井 正吾

大和都市計画公園の変更について
(新沢千塚古墳群公園の追加)

(付議)

このことについて、都市計画法第21条第2項において準用する
同法第18条第1項の規定により、次のように審議会に付議する。

大和都市計画公園の変更（奈良県決定）

都市計画公園に5・5・13号 新沢千塚古墳群公園を次のように追加する。

| 種 別 | 名 称 | | 位 置 | 面 積 | 備 考 |
|------|--------|---|--|----------|--|
| | 番 号 | 公 園 名 | | | |
| 総合公園 | 5・5・13 | 新沢千塚古墳群公園 <small>にいざかせんぢうぢうこふんぐんこうえん</small> | 橿原市川西町・北越智町・鳥屋町地内 <small>かわけにし きんたけちう どりや</small> | 約 25.3ha | <主要な施設> 交流・学習施設 健康づくり施設 集客施設 多目的芝生広場 園路 墳丘 植栽（低木・高木） 駐車場 |

「区域は計画図表示のとおり」

理由：別添理由書のとおり

大和都市計画公園の変更に関する理由書

新沢千塚古墳群公園は、橿原市の畝傍山南西の丘陵地に位置しており、都市計画道路橿原神宮停車場線が東西に通過し、道路の南北両側に公園区域が広がっている。公園区域の大部分は史跡新沢千塚古墳群に指定されており、奈良県下最大級の群集墳があるとともに、豊かな自然が残されている。

橿原市の上位計画である橿原市新総合計画、橿原市都市計画マスタープランにおいては、当該公園に隣接するごみ焼却処理施設から発生する豊かな熱エネルギーと新沢千塚古墳群の自然豊かな空間を利用し、健康づくりの支援、生涯学習の普及支援、地域世代間交流の拠点とすることが位置づけられている。

また、橿原市緑の基本計画では、史跡等の存在を効果的に活かすことができるよう、また市民等の憩いの場となるよう、歴史的資源への理解が深められるよう、周辺環境と調和した修景施設や休憩施設等を整備するなど、積極的な活用が位置づけられている。

これらの上位計画を踏まえ、当該公園を古墳群の持つ学術・文化的価値への理解を深める場、住民憩いの場、軽運動等健康づくりの場、世代間交流の場として、史跡の一層の保存・活用を図り、史跡指定地外においては、交流拠点施設、集客施設、その他利便施設を整備するため、総合公園として都市計画決定を行うものである。

なお、橿原市は、当該公園に隣接する千塚資料館を文化財行政の拠点施設として再整備することを予定しており、当該公園と合わせ、新たな観光拠点とすることを目指している。